

**介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業利用契約書別紙
兼重要事項説明書**

あなた（利用者）が当事業所の提供する第1号通所事業のサービスを利用される前に、当事業者が説明すべき重要事項及びその交付する書面は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の表示

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 明照会
主たる事務所の所在地	あそか苑 伊丹市 中野西1丁目18番地
代表者職名・氏名	理事長 善部 修
設立年月日	平成 4年 2月 15日
連絡先・電話番号	072-785-0109

2 サービスを提供する事業所の表示

事業所の名称	あそか苑デイサービスセンター
サービスの種類	第1号通所事業 (従前相当通所型サービス・介護予防通所型サービス)
事業所の所在地	あそか苑デイサービスセンター 伊丹市 中野西1丁目18番地
電話番号	あそか苑デイサービスセンター 072-785-0314
事業所番号	あそか苑デイサービスセンター 兵庫県2873300434号

3 事業の目的・運営の方針

事業の目的	・利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
運営の方針	法人理念の、ターミナルケアを介護の目的としています。 1. 輝々と生き終る人生のサポートを行います。 2. プライバシーを尊重した介護に心がけます。 3. 認知症高齢者の生活を配慮した施設創りをします。 4. 歩いて入れる大浴場や、座ったままで入浴のできるリフト浴を利用しています。 5. 看護職員等による機能回復訓練を実施しています。 6. 音や色を取り入れて楽しみながら機能回復できるよう努力しています。 7. クラブ活動・遠足など生きがいを推進しています。

4 提供するサービスの内容

第1号通所事業(従前相当通所型サービス・介護予防通所型サービス)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通所し、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5 営業日時

営業日、営業時間	・月曜日から土曜日まで。（祝日を含む） ・1月1日～1月3日を除きます。 ・あそか苑デイサービスセンター 9：00-17：10
利用定員	・あそか苑デイサービスセンター 30名

6 職員の配置状況

デイサービスセンターの介護の職員配置（1日あたり）（*印：兼務を表示）

職 種	通所介護	
	指定基準	職員配置
事業所長	* 1 名	* 1 名
生活相談員	1 名	1 名
介護職員	4 名	4 名
看護職員	* 1 名	* 1 名
機能訓練指導員	* 1 名	* 1 名

7 管理者

1. 管理者

あそか苑デイサービスセンター事業管理者

阿 部 貴 明

8 利用料・利用者負担

サービスを利用した場合にお支払いいただく料金（利用者負担）は、原則として、サービス費（利用料）の1割又は2割又は3割の額です。この負担割合は、保険者（伊丹市）が利用者の所得金額に応じて設定しており、「負担割合証」に記載されています。

なお、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用された場合、超えたサービス費は、介護保険の適用外となり、その超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業(従前相当通所型サービス・介護予防通所型サービス)の利用料・利用者負担

【基本部分】

サービス名	利用者区分	基本利用料（月額/日割）	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
通所型サービス	事業対象者・要支援1	18,789円（月額）	1,879円	3,758円	5,637円
	事業対象者・要支援2	37,839円（月額）	3,784円	7,568円	11,352円
	事業対象者・要支援1	4,556円（日額）	456円	911円	1,367円
	事業対象者・要支援2	4,671円（日額）	467円	834円	1,401円

【加算】

・次表の「加算の要件」を満たす場合は、基本部分に「加算額」が加算されます。

加算の種類	加算の要件			加算額			
				基本利用料 （月額）	利用者負担 （１割）	利用者負担 （２割）	利用者負担 （３割）
サービス提供体制強化 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	Ⅰ	事業対象者・要支１	920 円	92 円	184 円	276 円
			事業対象者・要支２	1,839 円	184 円	368 円	552 円
		Ⅱ	事業対象者・要支１	752 円	75 円	150 円	226 円
			事業対象者・要支２	1,505 円	150 円	301 円	451 円
		Ⅲ	事業対象者・要支１	251 円	25 円	50 円	75 円
			事業対象者・要支援2	502 円	50 円	100 円	150 円
科学的介護 推進体制加算	自立支援・重度化防止を目的として厚生労働省への情報提供を行っている場合			418 円	42 円	84 円	125 円
口腔・栄養スクリーニング加算 Ⅰ	口腔機能低下の重症化予防、維持、回復につながる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを行います（6か月に1回を限度）			209 円	21 円	42 円	63 円
介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）	介護職員の賃金や労働環境の改善を図るために厚生労働省によって設けられた制度			基本部分・加算・減算の合計の9.2%			

（備考）・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は、区分支給限度額の算定対象から除外されます。

(2) その他の費用

項目	説 明
食費	・ ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。 食事代 700 円/1 回 おやつ 130 円
おむつ代	・ 実費相当額
理髪	・ 理容師の出張による理容サービスをご利用できます。 利用料金 1 回 1500 円（実費）月 3 日程
その他	・ 上記以外の日常生活において通常必要になるものの経費で、利用者の希望によって提供する身の回り品や、レクリエーション材料費など、利用者にご負担いただくことが適当と認められるものは、その実費をご負担いただきます。

9 キャンセル料

第 1 号通所事業(従前相当通所型サービス・介護予防通所型サービス)は、キャンセル料のご負担はありません。ただし、前日 17 時まで、ご連絡がなく当日のお休みとなる場合は、別途、食材料費はかかります。

10 利用者負担の支払方法

利用者負担は、1 か月ごとにまとめて請求します。

支払方法	支払要件等
口座引き落とし	・ サービスを利用した月末締切りの翌月 26 日（但し金融機関が休みの場合はその翌日）に、利用者が指定する次の口座から引き落とします。

12 サービスの利用をやめる場合

利用期間満了の 7 日前までに利用者から利用終了の申し入れがない場合には、契約は更に 6 か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当することになった場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ あそか苑が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ あそか苑が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ あそか苑から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

1. ご利用者からの解約・利用解除の申し出がある場合

利用の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には利用終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に利用を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② あそか苑の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤ あそか苑もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ あそか苑もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ あそか苑もしくはサービス従事者が故意又は過失により、ご利用者の身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合においてあそか苑が適切な対応をとらない場合。

2. 当事業所から契約解除の申し出がある場合

以下の事項に該当する場合には、本利用を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

3. 利用の終了に伴う援助

利用が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行います。

13 サービス提供における事業者の義務

あそか苑は、ご利用者に対してのサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などについて次のように配慮します。

- ① ご利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者とご家族の意志を確認し対応します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ あそか苑及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との利用終了に伴う援助を行う際には、ご利用者の同意を得ます。

14 サービスの利用に関する留意事項

1. 施設・設備の使用上の注意

- ① 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ あそか苑の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動などを行うことはできません。

2. 喫煙

全館禁煙。

3. その他留意事項

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的又は優越的な関係を背景とした言動などにより、サービス従業者等の就業環境が害されることを防止する方針により事業所が運営されています。

15 感染症まん延防止の対応について

事業者は事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

16 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

1. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとします。
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

17 虐待防止に関する事項について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待の防止のための指針を整備します。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に6ヵ月に1回以上実施します。
4. その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
5. 前4号に掲げる措置を適切に実施するための専任担当者を置きます。

事業所は、サービスの提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとします。

虐待等通報・相談窓口

事業管理者 阿部 貴明

18 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害の拡大防止をはかるなど必要な措置を講じます。

19 損害賠償について

あそか苑において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、あそか苑はその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、あそか苑の損害賠償責任を減じる場合があります。

- ① あそか苑は、自己の責めに帰すべき事由がないかぎり損害賠償責任を負いません。特に以下の各号に該当する場合には、あそか苑は損害賠償を免れます。
- ② 契約者（その家族も含む）が契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害発生した場合。
- ③ 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ⑤ 契約者があそか苑もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

当事業所は民間企業の提供する損害賠償保険に加入しています。
前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。
保険契約内容については、利用者からの要請により開示することができます。

保険会社名: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保険名: 損害賠償保険
--

20 苦情の受付について

1. あそか苑デイサービスにおける苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けします。

2. 苦情受付担当者

あそか苑デイサービス 本 田 和 美

3. 外部苦情相談窓口 苦情解決第三者委員

鈴木 稲弘 090-1073-8437

木ノ下 行徳 090-5163-0270

4. 苦情解決責任者

[氏 名] 事業管理者 阿部 貴明

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、も直接苦情を受け付けることができます。また、外部苦情窓口は苦情解決を図るために双方への助言や話し合いの立ち会いなども致します。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円満な解決に努めます。

5. 機関その他の苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX (078) 332-5650 受付時間 9:00～17:15(月曜日～金曜日)
伊丹市市介護保険課	所在地 伊丹市千僧1丁目1番地 電話番号 (072) 784-8037 FAX (072) 784-8036 受付時間 9:00～17:15(月曜日～金曜日)

改訂 令和7年 4月 1日

令和 年 月 日

あそか苑の第1号通所事業サービス(従前相当通所型サービス・介護予防通所型サービス)提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 伊丹市中野西1丁目18番地
社会福祉法人 明照会
理事長 善 部 修 (印)

あそか苑デイサービスセンター

担当職員(氏名) (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、第1号通所事業サービス(従前相当通所型サービス・介護予防通所型サービス)の提供開始に同意しました。

契約(利用)者 住 所
氏 名

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、第1号通所事業サービス(従前相当通所型サービス・介護予防通所型サービス)の提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住 所
氏 名

(契約者との関係)